

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
目次 第1章～第3章（略） 第4章 出先機関 第1節～第4節（略） 第5節 経済産業部関係出先機関 第1款～第3款（略） 第4款（略） 第5款～第14款（略） 第6節（略） 第5章・第6章（略） 附則 （局及び課） 第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。 (1) 知事直轄組織	目次 第1章～第3章（略） 第4章 出先機関 第1節～第4節（略） 第5節 経済産業部関係出先機関 第1款～第3款（略） <u>第3款の2 工科短期大学校</u> 第4款（略） <u>第4款の2 技能センター</u> 第5款～第14款（略） 第6節（略） 第5章・第6章（略） 附則 （局及び課） 第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。 (1) 知事直轄組織																					
<table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>政策推進局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域外交局</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(略)</p>	局	課	(略)		政策推進局	(略)	地域外交局	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>政策推進局</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">デジタル戦略局</td><td>デジタル戦略課</td></tr><tr><td>電子県庁課</td></tr><tr><td>データ活用推進課</td></tr><tr><td>統計調査課</td></tr><tr><td>地域外交局</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(略)</p>	局	課	(略)		政策推進局	(略)	デジタル戦略局	デジタル戦略課	電子県庁課	データ活用推進課	統計調査課	地域外交局	(略)
局	課																					
(略)																						
政策推進局	(略)																					
地域外交局	(略)																					
局	課																					
(略)																						
政策推進局	(略)																					
デジタル戦略局	デジタル戦略課																					
	電子県庁課																					
	データ活用推進課																					
	統計調査課																					
地域外交局	(略)																					

(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課
(略)	
地域振興局	(略)
ICT推進局	ICT政策課
	電子県庁課
	統計利用課
	統計調査課

(3)～(5) (略)

(6) 健康福祉部

局	課
政策管理局	(略)
	健康福祉政策課
(略)	
医療局	(略)
健康局	健康増進課
	(略)
(略)	

(7) (略)

(8) 交通基盤部

局	課
(略)	
建設支援局	建設業課
	公共用地課
	建設技術企画課
	工事検査課
	営繕企画課
	営繕工事課
設備課	
(略)	

(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課
(略)	
地域振興局	(略)

(3)～(5) (略)

(6) 健康福祉部

局	課
政策管理局	(略)
	企画政策課
(略)	
医療局	(略)
感染症対策局	感染症対策課
	新型コロナウイルス 対策課
健康局	健康政策課
	健康増進課
	(略)
(略)	

(7) (略)

(8) 交通基盤部

局	課
(略)	
建設経済局	建設業課
	公共用地課
	技術調査課
	工事検査課
建築管理局	建築企画課
	建築工事課
	設備課
(略)	

2～5 (略)

第11条 (略)

2 出納局の下に、次の課を置く。

会計課

出納審査課

集中化推進課

用度課

3 (略)

4 会計課に、次の表の左欄に掲げる出納室を附置し、その位置及び所管区域は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

(表略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務

は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務
(略)		
政策推進局	(略)	

2～5 (略)

第11条 (略)

2 出納局の下に、次の課を置く。

会計総務課

会計支援課

出納審査課

集中化推進課

用度課

3 (略)

4 会計総務課に、次の表の左欄に掲げる出納室を附置し、その位置及び所管区域は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

(表略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務

は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務
(略)		
政策推進局	(略)	
デジタル戦略局		(1) <u>局内の人事、予算及び経理の総括並びに局内の予算及び経理の整理に関すること。</u> (2) <u>局内の事務改善の企画及び推進に関すること。</u> (3) <u>局の所管に属する法令及び局の所管事業に係る法的問題への対応方針に関すること。</u> (4) <u>局内の財産管理の</u>

地域外交局	(略)

(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
(略)		
地域振興局	(略)	

	総括に関すること。
デジタル戦略課	(1) 情報通信技術の利活用の企画、調査研究、環境整備、推進及び総合的な調整に関すること。
電子県庁課	(1) 県庁の情報処理基盤の総合的な整備、運用及び管理に関すること。 (2) 人事給与システム、給与計算システム、財務会計システム等の運用管理、開発及び機器管理に関すること。
データ活用推進課	(1) 統計情報の提供及び分析に関すること。 (2) 統計調査に係る指導及び相談に関すること。 (3) データの利活用に関すること。
統計調査課	(1) 消費、人口、商工、経済等に係る統計調査に関すること。
地域外交局	(略)

(1)の2 (略)

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
(略)		
地域振興局	(略)	

ICT推進局	ICT政策課	(1) <u>情報通信技術及びデータの利活用の企画、調査研究、調整、環境整備及び推進に関すること。</u>
	電子県庁課	(1) <u>県庁における情報通信技術の利活用の企画、調整及び推進に関すること。</u> (2) <u>県庁の情報処理基盤の総合的な整備、運用及び管理に関すること。</u> (3) <u>人事給与システム、給与計算システム、財務会計システム等の運用管理、開発及び機器管理に関すること。</u>
	統計利用課	(1) <u>統計情報の提供及び分析に関すること。</u> (2) <u>統計調査に係る指導及び相談に関すること。</u>
	統計調査課	(1) <u>消費、人口、商工、経済等に係る統計調査に関すること。</u>

(3) (略)

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
(略)		
県民生活局	(略)	
	男女共同参画課	(1)～(4) (略)

--	--	--

(3) (略)

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
(略)		
県民生活局	(略)	
	男女共同参画課	(1)～(4) (略)
		(5) 性の多様性への県

		(5) (略)
	(略)	
(略)		
環境局	(略)	
	自然保護課	(1)～(5) (略)
	(略)	

(5) (略)

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
政策管理局	(略)	
	健康福祉政策課	(1)～(5) (略) (6) <u>社会健康医学の推進及び大学院大学の開学に関すること。</u>
福祉長寿局		(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u>
	地域福祉課	(1)～(11) (略) (12) <u>人権啓発センターに関すること。</u>
	(略)	
子ども未来局		(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に</u>

		<u>民理解の促進に関すること。</u>
	(略)	
(略)		
環境局	(略)	
	自然保護課	(1)～(5) (略) (6) <u>南アルプスの自然環境の保全に関すること。</u>
	(略)	

(5) (略)

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務	
政策管理局	(略)		
	企画政策課	(1)～(5) (略)	
福祉長寿局	地域福祉課	(1)～(11) (略) (12) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> (13) <u>局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u> (14) <u>人権啓発センターに関すること。</u>	
		(略)	
		子ども未来局	子ども未来課

		<p>関すること。</p> <p>(3) <u>児童相談所、女性相談センター、吉原林間学園及び三方原学園に関すること。</u></p>
	こども未来課	(1)～(4) (略)
	こども家庭課	(1)～(8) (略)
障害者支援局		<p>(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び磐田学園に関すること。</u></p>
	障害者政策課	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>富士見学園及び浜松学園に関すること。</u></p> <p>(5) <u>障害者の就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p>
	障害福祉課	(1)～(6) (略)

		<p><u>掌に属しない事務に関すること。</u></p>
	こども家庭課	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>児童相談所、女性相談センター、吉原林間学園及び三方原学園に関すること。</u></p>
障害者支援局	障害者政策課	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>障害者の就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(6) <u>局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>富士見学園及び浜松学園に関すること。</u></p>
	障害福祉課	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健</u></p>

医療局		<u>(1) 局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> <u>(2) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u> <u>(3) 看護専門学校に関すること。</u>	
	医療政策課	(1)～(5) (略) <u>(6) 地方独立行政法人静岡県立病院機構に関すること。</u>	
	地域医療課	(1)～(5) (略)	
	疾病対策課	(1)～(4) (略) <u>(5) 感染症に関すること。</u> <u>(6) 予防接種に関すること。</u> <u>(7) ハンセン病問題に関すること。</u>	

			福祉センター及び磐田学園に関すること。
医療局	医療政策課	(1)～(5) (略) <u>(6) 局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> <u>(7) 局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u> <u>(8) 地方独立行政法人静岡県立病院機構に関すること。</u>	
	地域医療課	(1)～(5) (略) <u>(6) 看護専門学校に関すること。</u>	
	疾病対策課	(1)～(4) (略)	
感染症対策局	感染症対策課	<u>(1) 感染症（新型コロナウイルス感染症を除く。）に関すること。</u> <u>(2) 予防接種に関すること。</u> <u>(3) ハンセン病問題に関すること。</u>	
	新型コロナウイルス対策課	<u>(1) 新型コロナウイルス感染症に関するこ</u>	

健康局		<p>(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p>
	健康増進課	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>
	(略)	
生活衛生局		<p>(1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>食肉衛生検査所及</u></p>

		<p><u>と。</u></p> <p>(2) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(3) <u>局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p>
健康局	健康政策課	<p>(1) <u>健康政策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>健康増進計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>社会健康医学の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に関すること。</u></p>
	健康増進課	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p> <p>(10) <u>局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u></p> <p>(11) (略)</p>
	(略)	
生活衛生局	衛生課	<p>(1) <u>旅館業、興行場営業、浴場業その他生活衛生関係営業に関すること。</u></p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u></p>

		<u>び動物管理指導センターに関すること。</u>
衛生課		(1) 旅館業、 <u>興業場営業</u> 、浴場業その他生活衛生関係営業に関すること。 (2)～(12) (略)
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新局	(略)	
	新産業集積課	(1) (略) (2) <u>食品関連産業集積プロジェクトの推進</u> に関すること。 (3)～(9) (略)
	(略)	
就業支援局	(略)	
	職業能力開発課	(1)～(5) (略) (6) 技術専門学校及びあしたか職業訓練校に関すること。 (7) (略)
商工業局	(略)	
	経営支援課	(1)～(5) (略)
	(略)	
(略)		

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
---	---	------

		(14) <u>局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</u> (15) <u>食肉衛生検査所及び動物管理指導センターに関すること。</u>
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新局	(略)	
	新産業集積課	(1) (略) (2) <u>フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト</u> の推進に関すること。 (3)～(9) (略)
	(略)	
就業支援局	(略)	
	職業能力開発課	(1)～(5) (略) (6) 技術専門学校、 <u>工科短期大学校</u> 及びあしたか職業訓練校に関すること。 (7) (略)
商工業局	(略)	
	経営支援課	(1)～(5) (略) (6) <u>中小企業の事業承継の支援に関すること。</u>
	(略)	
(略)		

(8) 交通基盤部

局	課	所掌事務
---	---	------

(略)		
建設支援局		(1) 局内の予算及び経理の総括に関すること。 (2) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。
	建設業課	(1) 建設業者及び建設業団体の指導及び育成に関すること。 (2) 建設業の許可等に関すること。 (3) 建設工事の契約制度等に関すること。
	公共用地課	(1) 公共用地の取得及び調整に関すること。 (2) 公共事業に伴う損失補償に関すること。 (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること（収用委員会の権限に属するものを除く）。 (4) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく裁定に関すること。 (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

(略)		
建設経済局		(1) 局内の予算及び経理の総括に関すること。 (2) 局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。
	建設業課	(1) 建設業者及び建設業団体の指導及び育成に関すること。 (2) 建設業の許可等に関すること。 (3) 建設工事の契約制度等に関すること。
	公共用地課	(1) 公共用地の取得及び調整に関すること。 (2) 公共事業に伴う損失補償に関すること。 (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること（収用委員会の権限に属するものを除く）。 (4) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく裁定に関すること。 (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

	<p><u>の施行に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(6) <u>静岡県土地開発公</u> <u>社の指導及び監督に</u> <u>関すること。</u></p> <p>(7) <u>国土交通大臣所管</u> <u>の国有財産の管理処</u> <u>分に関するこ。</u></p> <p>(8) <u>廃道敷及び廃川敷</u> <u>に係る県有地に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(9) <u>測量法（昭和24年</u> <u>法律第188号）の施行</u> <u>に関するこ。</u></p>		<p><u>の施行に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(6) <u>静岡県土地開発公</u> <u>社の指導及び監督に</u> <u>関すること。</u></p> <p>(7) <u>国土交通大臣所管</u> <u>の国有財産の管理処</u> <u>分に関するこ。</u></p> <p>(8) <u>廃道敷及び廃川敷</u> <u>に係る県有地に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(9) <u>測量法（昭和24年</u> <u>法律第188号）の施行</u> <u>に関するこ。</u></p>
建設技術企画 課	<p>(1) <u>建設工事の技術管</u> <u>理に関するこ。</u></p> <p>(2) <u>技術基準、技術マ</u> <u>ニュアル等の作成に</u> <u>関すること。</u></p> <p>(3) <u>建設工事の標準単</u> <u>価及び積算基準に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(4) <u>静岡県建設事務総</u> <u>合システムに関する</u> <u>こ。</u></p> <p>(5) <u>静岡県建設技術監</u> <u>理センターに関する</u> <u>こ。</u></p> <p>(6) <u>部内各局の連絡調</u> <u>整及び部内各局の所</u> <u>掌に属しない事務</u> <u>（技術に関するもの</u> <u>に限る。）に関するこ</u> <u>と。</u></p>	技術調査課	<p>(1) <u>建設工事の技術管</u> <u>理に関するこ。</u></p> <p>(2) <u>技術基準、技術マ</u> <u>ニュアル等の作成に</u> <u>関すること。</u></p> <p>(3) <u>建設工事の標準単</u> <u>価及び積算基準に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(4) <u>静岡県建設事務総</u> <u>合システムに関する</u> <u>こ。</u></p> <p>(5) <u>静岡県建設技術監</u> <u>理センターに関する</u> <u>こ。</u></p> <p>(6) <u>部内各局の連絡調</u> <u>整及び部内各局の所</u> <u>掌に属しない事務</u> <u>（技術に関するもの</u> <u>に限る。）に関するこ</u> <u>と。</u></p>
工事検査課	<p>(1) <u>建設事業の監察に</u> <u>関すること。</u></p>	工事検査課	<p>(1) <u>建設事業の監察に</u> <u>関すること。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) <u>建設工事の検査に関すること。</u> (3) <u>建設工事の技術指導に関すること。</u> (4) <u>農林水産関係補助事業に係る建設工事の審査及び確認に関すること。</u>
営繕企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>営繕工事の企画に関すること。</u> (2) <u>営繕工事及び設備工事の契約に関すること。</u>
営繕工事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>営繕工事の設計及び監理に関すること。</u>
設備課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>設備工事の企画、設計及び監理に関すること。</u>
(略)	

2～4 (略)

5 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

課	所掌事務
会計課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>出納局内の人事、予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。</u> (3) <u>基金の運用に関すること。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) <u>建設工事の検査に関すること。</u> (3) <u>建設工事の技術指導に関すること。</u> (4) <u>農林水産関係補助事業に係る建設工事の審査及び確認に関すること。</u>
建築管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>局内の予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>局内各課の連絡調整及び局内各課の所掌に属しない事務に関すること。</u>
建築企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>営繕工事の企画に関すること。</u> (2) <u>営繕工事及び設備工事の契約に関すること。</u>
建築工事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>営繕工事の設計及び監理に関すること。</u>
設備課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>設備工事の企画、設計及び監理に関すること。</u>
(略)	

2～4 (略)

5 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

課	所掌事務
会計総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>出納局内の人事、予算及び経理の総括に関すること。</u> (2) <u>現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。</u> (3) <u>基金の運用に関すること。</u>

<p>(4) <u>資金計画及び一時借入金に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>出納室に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>出納局内各課の連絡調整に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>出納員その他の会計職員に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(8) <u>予算の執行及び会計事務（物品に</u> <u>関するものを除く。）の指導、研修及</u> <u>び検査に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(9) <u>指定金融機関等に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(10) <u>証紙に関する法令及び証紙制度の</u> <u>運用並びに証紙の管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(11) <u>静岡県政府調達苦情検討委員会に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(12) <u>現金及び財産の記録管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(13) <u>決算の調製に関する</u> <u>こと。</u></p>
--

<p>(4) <u>資金計画及び一時借入金に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>証紙の管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>出納室に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>出納局内各課の連絡調整に関する</u> <u>こと。</u></p>	<p>会計支援課</p> <p>(1) <u>出納員その他の会計職員に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>予算の執行及び会計事務（物品に</u> <u>関するものを除く。）の指導、研修及</u> <u>び検査に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>指定金融機関等に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4) <u>証紙に関する法令及び証紙制度の</u> <u>運用に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>静岡県政府調達苦情検討委員会に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>現金及び財産の記録管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>決算の調製に関する</u> <u>こと。</u></p>
---	--

6 (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 観光審 議会	(略)			
公立大 学法人 静岡社 会健康 医学大 学院大 学評価 委員会	地方独立行政法 人法第11条第2 項の規定による 公立大学法人静 岡社会健康医学 大学院大学の業 務の実績に関す る評価その他同	健康福 祉部	政策管 理局	健康福 祉政策 課

6 (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 観光審 議会	(略)			

	<u>法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務</u>			
静岡県 社会福祉審議会	(略)			
(略)				
静岡県 感染症 診査協 議会	(略)	<u>医療局</u>	<u>疾病対 策課</u>	
静岡県 国民健康保険 審査会	(略)			
(略)				
静岡県 農業共 済保険 審査会	<u>農業保険法（昭和22年法律第185号）第171条第1項の規定による 県連合会の組合員の提起する保</u>	(略)		

静岡県 社会福祉審議会	(略)			
(略)				
静岡県 感染症 診査協 議会	(略)		<u>感染症 対策局</u>	<u>感染症 対策課</u>
<u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会</u>	<u>地方独立行政法人法第11条第2項の規定による 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の業務の実績に関する評価その他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務</u>	<u>健康福祉部</u>	<u>健康局</u>	<u>健康政策課</u>
静岡県 国民健康保険 審査会	(略)			
(略)				
静岡県 農業共済保険 審査会	知事の諮問に応じた <u>農業保険法（昭和22年法律第185号）第222条第2項の規定による農業災害</u>		(略)	

<p>險に関する訴え の審査並びに知 事の諮問に応じ た同法第222条第 2項の規定によ る農業災害の発 生、予防及び防 止に関する事項 等に関する調査 審議に関する事 務</p>			
(略)			
静岡県 建設業 審議会	(略)	建設支 援局	(略)
静岡県 建設工 事紛争 審査会	(略)	建設支 援局	(略)
静岡県 事業認 定審議 会	(略)	建設支 援局	(略)
(略)			

第18条 (略)

- 2 (略)
- 3 環境衛生科学研究所に、次の部及び課を置く。
- 総務企画課
 - 環境科学部
 - 微生物部
 - 医薬食品部
 - 大気・水質部

第30条 (略)

- 2 (略)
- 3 磐田学園に、次の課を置く。

<p>の発生、予防及 び防止に関する 事項等に関する 調査審議に関す る事務</p>			
(略)			
静岡県 建設業 審議会	(略)	建設経 済局	(略)
静岡県 建設工 事紛争 審査会	(略)	建設経 済局	(略)
静岡県 事業認 定審議 会	(略)	建設経 済局	(略)
(略)			

第18条 (略)

- 2 (略)
- 3 環境衛生科学研究所に、次の部及び課を置く。
- 総務企画課
 - 環境科学部
 - 微生物部
 - 医薬食品部
 - 大気水質部

第30条 (略)

- 2 (略)
- 3 磐田学園に、次の課を置く。

総務課

自立育成課

生活指導課

第33条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条に規定する事務（と畜場内におけるもの及び食鳥処理に関するものに限る。）を処理するため、静岡県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）を掛川市金城に置く。

総務課

自立生活支援課

第33条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条の規定に関する事務（と畜場法第3条第2項に規定すると畜場（以下単に「と畜場」という。）内におけるもの及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理（以下単に「食鳥処理」という。）に関するものに限る。）並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に関する事務（と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項、第4項及び第5項の規定に関する事務（と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設に関するものに限る。）並びに同法第38条第2項及び第5項の規定に関する事務（と畜場内におけるもの、食鳥処理に関するものその他知事が別に定めるものに限る。）を処理するため、静岡県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）を掛川市金城に置く。

第37条 (略)

2 (略)

3 技術専門校の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 事業主等の行う職業能力開発の指導及び援助に関すること。

(3) 職業訓練法人の設立認可等に関すること。

(4) 事業主等の行う職業訓練の認定等に関すること。

(5) 認定職業能力開発校の訓練生に対する技能照査に関すること。

(6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による能力開発事業に関すること。

(7) (略)

4 次の表の左欄に掲げる技術専門校は、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域について、前項第3号から第6号までに掲げる事務を処理する。

名称	所管区域
静岡県立沼津技術専門校	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡 駿東郡
静岡県立清水技術専門校	静岡市 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡
静岡県立浜松技術専門校	浜松市 磐田市 掛

第37条 (略)

2 (略)

3 技術専門校の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 事業主等の行う職業能力開発の指導及び援助に関すること (静岡県立浜松技術専門校に限る。)。

(3) 職業訓練法人の設立認可等に関すること (静岡県立浜松技術専門校に限る。)。

(4) 事業主等の行う職業訓練の認定等に関すること (静岡県立浜松技術専門校に限る。)。

(5) 認定職業能力開発校の訓練生に対する技能照査に関すること (静岡県立浜松技術専門校に限る。)。

(6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による能力開発事業に関すること (静岡県立浜松技術専門校に限る。)。

(7) (略)

4 前項第3号から第6号までに掲げる事務に係る静岡県立浜松技術専門校の所管区域は、次のとおりとする。

浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡

門校	川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡
----	-------------------------

5 (略)

6 技術専門校の事務の一部を分担処理するため、次のセンターを置く。

名称	位置
静岡県東部技能センター	沼津市大岡
静岡県西部技能センター	浜松市東区小池町

5 (略)

第3款の2 工科短期大学校

第37条の2 職業能力の開発に関する事務を処理するため、職業能力開発促進法第16条第2項の規定に基づき、静岡県立工科短期大学校（以下「工科短期大学校」という。）を静岡市清水区楠に置く。

2 工科短期大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 普通職業訓練及び高度職業訓練に関すること。
- (2) 事業主等の行う職業能力開発の指導及び援助に関すること。
- (3) 職業訓練法人の設立認可等に関すること。
- (4) 事業主等の行う職業訓練の認定等に関すること。
- (5) 認定職業能力開発校の訓練生に対する技能照査に関すること。
- (6) 雇用保険法の規定による能力開発事業に関すること。
- (7) その他職業能力の開発に関すること。

3 前項第3号から第6号までに掲げる事務に係る工科短期大学校の所管区域は、次のとおりとする。

静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮

第38条 (略)

第5款 中小企業労働相談所

第39条 (略)

第42条 (略)

2 農林技術研究所の所掌事務は、次のとおり

市 伊東市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 牧之原市 賀茂郡 田方郡 駿東郡 榛原郡

4 工科短期大学校に、次の局及び課を置く。

事務局

学務課

教務課

5 工科短期大学校の事務の一部を分担処理するため、静岡県立工科短期大学校沼津キャンパスを沼津市大岡に置き、第2項第3号から第6号までに掲げる事務に係る所管区域は次のとおりとする。

沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡 駿東郡

6 静岡県立工科短期大学校沼津キャンパスに、教務課を置く。

第38条 (略)

第4款の2 技能センター

第38条の2 地域の需要に即応した技能労働者の養成及び技能の維持向上に関する事務を処理するため、技能センターを置く。

2 技能センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
<u>静岡県東部技能センター</u>	<u>沼津市大岡</u>
<u>静岡県中部技能センター</u>	<u>静岡市清水区楠</u>
<u>静岡県西部技能センター</u>	<u>浜松市東区小池町</u>

第5款 中小企業労働相談所

第39条 (略)

第42条 (略)

2 農林技術研究所の所掌事務は、次のとおり

とする。

(1)～(17) (略)

(18) 静岡県立農林大学校茶業分校、果樹分校及び林業分校の会計事務に関すること。

3 (略)

4 農林技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の表の左欄に掲げるセンターを同表の中欄に掲げる位置に置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

センター	位置	所掌事務
静岡県農林技術研究所茶業研究センター	(略)	第2項第1号から第7号まで、第8号、第9号及び第16号に掲げる事務（茶業に係るものに限る。）並びに同項第18号に <u>掲げる事務（茶業分校に係るものに限る。）</u> に関すること。
静岡県農林技術研究所果樹研究センター	(略)	第2項第1号から第7号まで、第8号、第9号及び第16号に掲げる事務（果樹に係るものに限る。）並びに同項第18号に <u>掲げる事務（果樹分校に係るものに限る。）</u> に関すること。
(略)		
静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター	(略)	第2項第7号及び第10号から第15号までに掲げる事務（林業に係るものに限る。）並びに第18号に <u>掲げる事務（林業分校に係るものに限る。）</u> に関すること。

第43条 (略)

とする。

(1)～(17) (略)

3 (略)

4 農林技術研究所の事務の一部を分担処理するため、次の表の左欄に掲げるセンターを同表の中欄に掲げる位置に置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

センター	位置	所掌事務
静岡県農林技術研究所茶業研究センター	(略)	第2項第1号から第7号まで、第8号、第9号及び第16号に掲げる事務（茶業に係るものに限る。）に関すること。
静岡県農林技術研究所果樹研究センター	(略)	第2項第1号から第7号まで、第8号、第9号及び第16号に掲げる事務（果樹に係るものに限る。）に関すること。
(略)		
静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター	(略)	第2項第7号及び第10号から第15号までに掲げる事務（林業に係るものに限る。）に関すること。

第43条 (略)

2 畜産技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 静岡県立農林大学校畜産分校の会計事務
に関すること。

(8)～(10) (略)

(11) 静岡県立農林大学校中小家畜分校及び静
岡県畜産経営環境技術センターの会計事務
に関すること。

3 畜産技術研究所に、次の課を置く。

総務課

4 畜産技術研究所の事務の一部を分担処理するため、静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センターを菊川市西方に置き、その所掌事務は、第2項第6号及び第8号から第11号までに掲げる事務に関することとする。

第45条 (略)

2 農林大学校に、次の課を置く。

総務・学生課

教務課

3 農林大学校の事務の一部を分担処理するた
め、次の分校を置く。

名称	位置
静岡県立農林大学 校茶業分校	菊川市倉沢
静岡県立農林大学 校果樹分校	静岡市清水区茂畑
静岡県立農林大学 校畜産分校	富士宮市猪之頭
静岡県立農林大学 校中小家畜分校	菊川市西方
静岡県立農林大学 校林業分校	浜松市浜北区於呂

(本庁の部長等)

第60条 (略)

(知事戦略監)

2 畜産技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7)～(9) (略)

(10) 静岡県畜産経営環境技術センターの会計
事務に関すること。

3 畜産技術研究所に、総務課を置く。

4 畜産技術研究所の事務の一部を分担処理するため、静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センターを菊川市西方に置き、その所掌事務は、第2項第6号から第10号までに掲げる事務に関することとする。

第45条 (略)

2 農林大学校に、大 학교課を置く。

(本庁の部長等)

第60条 (略)

第60条の2 前条に規定する職のほか、本庁に
知事戦略監を置き、その職務は、上司の命を
受けて、知事戦略に関し所要の総合調整を行
うこととする。

(危機管理監)

第61条 (略)

(政策推進担当部長)

第62条の2 (略)

(地域外交担当部長)

第62条の3 (略)

(スポーツ担当部長)

第62条の4 (略)

(農林水産担当部長)

第62条の5 (略)

第66条 削除

(危機管理監)

第61条 (略)

(政策推進担当部長)

第62条の2 (略)

(デジタル戦略担当部長)

第62条の3 第60条から前条までに規定する職
のほか、知事直轄組織にデジタル戦略担当部
長を置き、その職務は、上司の命を受けて、
特定の重要事項を処理するとともに、知事直
轄組織の所掌事務（デジタル戦略局の所掌事
務に限る。）を統括し、所属職員（デジタル戦
略局に所属する職員に限る。）を指揮監督す
る。

(地域外交担当部長)

第62条の4 (略)

(スポーツ担当部長)

第62条の5 (略)

(感染症対策担当部長)

第62条の6 第60条から前条までに規定する職
のほか、健康福祉部に感染症対策担当部長を
置き、その職務は、上司の命を受けて、特定
の重要事項を処理するとともに、健康福祉部
の所掌事務（感染症対策局の所掌事務に限
る。）を統括し、所属職員（感染症対策局に所
属する職員に限る。）を指揮監督する。

(農林水産担当部長)

第62条の7 (略)

(デジタル推進官)

第66条 第60条から前条までに規定する職のほ
か、必要と認める部、出納局又は局にデジタ
ル推進官を置き、その職務は、上司の命を受
けて部、出納局又は局の情報通信技術に関す

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
水産・海洋統括官	経済産業部水産・海洋局	局の所掌事務を統括整理する。
(略)		
検査技監	交通基盤建設支援局工事検査課	(略)
危機調整官	危機管理部危機対策課	実践的訓練の企画及び実施、災害対策本部運営体制の整備及び自衛

る施策に関して事務及び事業を総括整理することとする。

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
危機報道官	危機管理部	災害その他の緊急事態の発生時における一元的な報道対応及び危機管理に係る情報の提供に関する事務を処理する。
統括秘書主幹 秘書主幹	知事戦略局秘書課	知事又は副知事の特命事項を処理するとともに、その秘書に関する事務を分掌する。
地域外交参事官	必要と認める課	地域外交に関する特定事項を処理する。
広域防災統括官	危機管理部	広域防災に関する事務を処理する。
危機調整官	危機管理部危機対策課	実践的訓練の企画及び実施、災害対策本部運営体制の整備及び自衛隊等との連携に関する事務を処理する。
(略)		
検査技監	交通基盤建設経済局工事検査課	(略)

		<u>隊等との連携に関する事務を処理する。</u>
地域外交 参事官	必要と認める 課	地域外交に関する特定 事項を処理する。
会計指導 官	出納局会計課	会計指導等に関する事 務を処理する。
課長代理	(略)	
(略)		
調整主幹	(略)	
検査監	交通基盤部建 設支援局工事 検査課	(略)
福祉指導 官	健康福祉部福 祉長寿局福祉 指導課	課が所掌する社会福祉 法人、社会福祉施設、 介護保険事業者及び障 害福祉サービス事業者 等の指導監督事務等を 処理する。
統括秘書 主幹	知事戦略局秘 書課	知事又は副知事の特命 事項を処理するととも に、その秘書に関する 事務を分掌する。
秘書主幹		
部付主幹	(略)	
局付主幹	知事戦略局、 政策推進局、 地域外交局、 スポーツ・文 化観光部スポ ーツ局又は出 納局会計課	局長（政策推進局にあ っては政策推進担当部 長又は局長、地域外交 局にあっては地域外交 担当部長又は局長、 スポーツ・文化観光部 スポーツ局にあっては

課長代理	(略)	
(略)		
調整主幹	(略)	
福祉指導 官	健康福祉部福 祉長寿局福祉 指導課	課が所掌する社会福祉 法人、社会福祉施設、 介護保険事業者及び障 害福祉サービス事業者 等の指導監督事務等を 処理する。
検査監	交通基盤部建 設経済局工事 検査課	(略)
部付主幹	(略)	
局付主幹	知事戦略局、 政策推進局、 デジタル戦略 局、地域外交 局、スポーツ ・文化観光部 スポーツ局又	局長（政策推進局にあ っては政策推進担当部 長又は局長、デジタル 戦略局にあってはデジ タル戦略担当部長又は 局長、地域外交局にあ っては地域外交担当部

		スポーツ担当部長又は局長、出納局にあっては局長又は局次長)の特命事項に関する事務、局長(政策推進局にあっては政策推進担当部長及び局長、地域外交局にあっては地域外交担当部長又は局長、スポーツ・文化観光部スポーツ局にあってはスポーツ担当部長及び局長、出納局にあっては局長及び局次長)に関する庶務及び議会関係事務を処理する。
出納主幹	出納局会計課 出納室	(略)
(略)		
船長	(略)	
班長代理	必要と認める局又は課	班長を置かない班において班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。
副班長	(略)	
調整主査	(略)	調整監を置かない局において、局の事務及び事業の連絡調整並びに基本方針の企画、立案及び調整に参画すると

	は出納局会計総務課	長又は局長、スポーツ・文化観光部スポーツ局にあってはスポーツ担当部長又は局長、出納局にあっては局長又は局次長)の特命事項に関する事務、局長(政策推進局にあっては政策推進担当部長及び局長、デジタル戦略局にあってはデジタル戦略担当部長及び局長、地域外交局にあっては地域外交担当部長及び局長、スポーツ・文化観光部スポーツ局にあってはスポーツ担当部長及び局長、出納局にあっては局長及び局次長)に関する庶務及び議会関係事務を処理する。
出納主幹	出納局会計総務課出納室	(略)
(略)		
船長	(略)	
副班長	(略)	
調整主査	(略)	調整主幹を置かない局において、局の事務及び事業の連絡調整並びに基本方針の企画、立案及び調整に参画する

		ともに、局の予算及び経理について整理する。
(略)		
局付主査	知事戦略局、政策推進局又は地域外交局	局長（政策推進局にあつては政策推進担当部長又は局長、地域外交局にあつては地域外交担当部長又は局長）の特命事項に関する事務、局長（政策推進局にあつては政策推進担当部長及び局長、地域外交局にあつては地域外交担当部長又は局長）に関する庶務及び議会関係事務を処理する。
(略)		

2 危機管理部に危機報道官を置き、その職務は、上司の命を受けて災害その他の緊急事態の発生時における一元的な報道対応及び危機管理に係る情報の提供に関する事務を処理することとする。

3～8 (略)

9 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機 関	事 務
---	-----	-----

		とともに、局の予算及び経理について整理する。
(略)		
局付主査	知事戦略局、政策推進局、 <u>デジタル戦略局</u> 又は地域外交局	局長（政策推進局にあつては政策推進担当部長又は局長、 <u>デジタル戦略局</u> にあつては <u>デジタル戦略担当部長</u> 又は <u>局長</u> 、地域外交局にあつては地域外交担当部長又は局長）の特命事項に関する事務、局長（政策推進局にあつては政策推進担当部長及び局長、 <u>デジタル戦略局</u> にあつては <u>デジタル戦略担当部長</u> 及び局長、 <u>デジタル戦略局</u> にあつては <u>デジタル戦略担当部長</u> 及び局長、地域外交局にあつては地域外交担当部長及び局長）に関する庶務及び議会関係事務を処理する。
(略)		

2～7 (略)

8 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機 関	事 務
---	-----	-----

フロンティア推進室長	(略)	
人材育成室長	(略)	
個人住民税対策室長	経営管理部財務局税務課	個人住民税の徴収対策に関する事務
旅券室長	県民生活局多文化共生課	(略)
(略)		
大学院大学開学準備室長	健康福祉部政策管理局健康福祉政策課	社会健康医学の推進及び大学院大学の開学に関する事務
(略)		
C S F 対策室長	(略)	豚熱対策に関する事務

(出先機関の局等及びそれらに置かれる職)

第70条 出先機関に、局、部、支局、センター、課、科、班、室、支所、分校、分場、所、場、館及び船を置くことができる。

2 (略)

3 出先機関に設けられたセンターにセンター長を、課に課長を、科に科長を、班に班長を、室に室長を、支所に支所長を、分校に分

フロンティア推進室長	(略)	
消防防災航空室長	危機管理部消防保安課	消防防災航空隊及び防災ヘリコプターに関する事務
人材育成室長	(略)	
旅券室長	くらし・環境部県民生活局多文化共生課	(略)
(略)		
富士山・南アルプス保全室長	くらし・環境部環境局自然保護課	富士山及び南アルプスの自然環境の保全に関する事務
(略)		
家畜防疫対策室長	(略)	家畜防疫対策に関する事務
未来まちづくり室長	交通基盤部政策管理局建設政策課	情報通信技術を活用したまちづくりの推進に関する事務
土木設備支援室長	交通基盤部建設管理局設備課	土木設備の管理に関する事務

(出先機関の局等及びそれらに置かれる職)

第70条 出先機関に、局、部、支局、センター、課、科、班、室、支所、キャンパス、分場、所、場、館及び船を置くことができる。

2 (略)

3 出先機関に設けられたセンターにセンター長を、課に課長を、科に科長を、班に班長を、室に室長を、支所に支所長を、キャンパ

校長を、分場に分場長を、所（静岡県東部技能センター及び静岡県西部技能センターをいう。）に所長を、場に場長を、館に館長を、船に船長を置き、それらの職務は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員の分担事務及び所属職員を監督することとする。

（出先機関の副所長等）

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機 関 等	職 務
(略)		
副校長	消防学校、看護専門学校及び農林大学校	(略)
(略)		
学芸部長	県立美術館	(略)
(略)		
検査監	土木事務所	(略)
(略)		
査察主幹	(略)	
税務主幹	必要と認める財務事務所	所掌事務中特定事項を処理する。
用地主幹	(略)	
(略)		
専門主査	(略)	

スにキャンパス長を、分場に分場長を、所（静岡県東部技能センター、静岡県中部技能センター及び静岡県西部技能センターをいう。）に所長を、場に場長を、館に館長を、船に船長を置き、それらの職務は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員の分担事務及び所属職員を監督することとする。

（出先機関の副所長等）

第71条 前3条に規定する職のほか、出先機関に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関等に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機 関 等	職 務
(略)		
副校長	消防学校、看護専門学校、 <u>工科短期大学校</u> 及び農林大学校	(略)
(略)		
学芸部長	県立美術館及び <u>地球環境史ミュージアム</u>	(略)
(略)		
検査監	<u>必要と認める農林事務所又は土木事務所</u>	(略)
(略)		
査察主幹	(略)	
用地主幹	(略)	
(略)		
専門主査	(略)	

税務主査	必要と認める 財務事務所	所掌事務中特定事項を 処理する。
防疫主査	必要と認める 農林事務所	分掌事務を処理する。
教育主査	(略)	
(略)		

第77条 前章に規定する職の職員は、知事が命ずる。ただし、次の表の左欄に掲げる機関の職の職員には、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(略)	
静岡県東部技能センター長	静岡県立沼津技術 専門校長
静岡県西部技能センター長	(略)
農林大学校茶業分校長	農林技術研究所茶 業研究センター長
農林大学校果樹分校長	農林技術研究所果 樹研究センター長
農林大学校畜産分校長	畜産技術研究所長
農林大学校中小家畜分校長	畜産技術研究所中 小家畜研究センタ ー長
農林大学校林業分校長	農林技術研究所森 林・林業研究セン ター長
畜産経営環境技術センター所長	(略)

教育主査	(略)
(略)	

第77条 前章に規定する職の職員は、知事が命ずる。ただし、次の表の左欄に掲げる機関の職の職員には、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(略)	
静岡県東部技能センター所長	工科短期大学校沼 津キャンパス長
静岡県中部技能センター所長	工科短期大学校事 務局長
静岡県西部技能センター所長	(略)
畜産経営環境技術センター所長	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる局、課、室又は出先機関に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく同表の右欄に掲げる局、課又は室の勤務を命ぜられたものとする。

経営管理部 I C T 推進局 I C T 政策課	知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課
経営管理部 I C T 推進局統計利用課	知事直轄組織デジタル戦略局データ活用推進課
経営管理部 I C T 推進局統計調査課	知事直轄組織デジタル戦略局統計調査課
健康福祉部政策管理局健康福祉政策課	健康福祉部政策管理局企画政策課
交通基盤部建設支援局	交通基盤部建設経済局
交通基盤部建設支援局建設業課	交通基盤部建設経済局建設業課
交通基盤部建設支援局公共用地課	交通基盤部建設経済局公共用地課
交通基盤部建設支援局建設技術企画課	交通基盤部建設経済局技術調査課
交通基盤部建設支援局工事検査課	交通基盤部建設経済局工事検査課
交通基盤部建設支援局営繕企画課	交通基盤部建築管理局建築企画課
交通基盤部建設支援局営繕工事課	交通基盤部建築管理局建築工事課
交通基盤部建設支援局設備課	交通基盤部建築管理局設備課
出納局会計課賀茂出納室	出納局会計総務課賀茂出納室
出納局会計課東部出納室	出納局会計総務課東部出納室
出納局会計課中部出納室	出納局会計総務課中部出納室
出納局会計課西部出納室	出納局会計総務課西部出納室

- 3 この規則の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる局、課又は室の出納主幹、調整主幹、主幹、主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規則に基づく同表の右欄に掲げる局、課又は室の出納主幹、調整主幹、主幹、主査又は主任の職に補されたものとする。